

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま新都心バスターミナルの利用の拒否
根拠条例・規則等名		さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例
条 項		条例第20条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 交通政策課 (電話:048-829-1053)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、さいたま新都心バスターミナルの利用を拒否することができる。</p> <p>(1) 発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。</p> <p>(2) さいたま新都心バスターミナルの構造又は管理上、利用を不相当と認めたとき。</p> <p>(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。</p>
	設定等年月日	令和2年6月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		